キャッシュレス決済サービスへのチャージによる口座での不正被害の補償について

《当社と提携するキャッシュレス決済サービス(2025 年 3 月現在)》 PavPay、メルペイ、d 払い

スルガ銀行では、悪意のある第三者が不正に入手した口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービスのアカウントに資金がチャージされることで、連携されたお客さまの口座が不正出金の被害に遭われた場合には、当社所定の手続に基づき補償を行います。(なお、キャッシュレス決済サービスをご利用のお客さまが損害を被った場合は、キャッシュレス決済サービスの提供事業者の所定の手続に基づき補償を受けてください。)

●補償の範囲

キャッシュレス決済サービスに連携する口座から不正出金された金額(カードローン等の当座貸越部分も含む。)

●補償にあたっての要件

- ①不正取引の被害が発生した翌日から30日以内に当社へ事故の届出が行われていること
- ②警察への被害届が提出され、受理されていること
- ③警察、当社(調査機関を含む)の調査に対し、お客さまより十分な説明、資料の開示が行われていること

●補償対象外となるケース

- ①不正取引の被害状況について、重要な事項を偽って説明した場合
- ②ご家族、同居人などの使用による損害である場合
- ③第三者に盗取・詐取された情報等の管理不十分、利用上の過誤その他お客さまの過失がある場合
- ④戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して生じた損害である場合
- ⑤キャッシュレス決済サービスを提供する事業者等から当該不正利用により生じた損害額に相当する金額の 補てんを受けた(受ける)場合
- ⑥その他、当社が補償の対象外と判断した場合

●被害に遭われた場合の連絡先

万が一、被害に遭われた場合や不審な取引に気づかれた場合は、スルガ銀行の本支店窓口、またはアクセスセンター(0120-50-8689 月~金(祝日を除く)9:00~17:00)にご連絡ください。

以上